

## 委員会提出議案第3号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年3月26日提出

南相馬市議会議長 細 田 廣 様

提出者 建設経済常任委員長  
渡 部 一 夫

## 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書（案）

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないよう予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

あわせて、種子法の廃止で地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

よって、南相馬市議会は下記の事項の実現を求めます。

### 記

- 1 種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- 2 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取り組みが後退することのないよう、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。
- 3 主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。
- 4 特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年 3月26日

福島県南相馬市議会議長 細 田 廣

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

農林水産大臣 様